

第2次 城山地域ビジョン

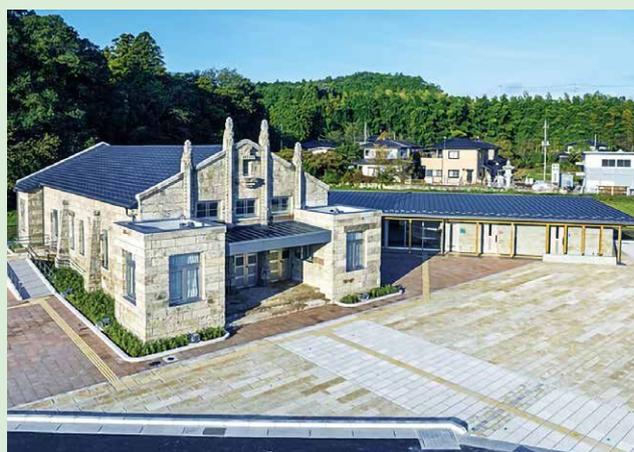


城山地区
シンボルマーク



とするまち

しろやま



令和7年8月

城山地区コミュニティ協議会
城山地域ビジョン策定委員会

目 次

1	地域ビジョンについて	1
(1)	策定（見直し）の趣旨	
(2)	「地域ビジョン」の位置付け	
(3)	策定（見直し）にあたっての基本的な考え方	
(4)	ビジョンの構成	
2	地域ビジョンの4つの柱	
(1)	安全・安心	2
(2)	健康・福祉	4
(3)	地域コミュニティ	6
(4)	地域振興	8
3	地域ビジョンの実現に向けて	10
<資料編>		
1	地区の概要	12
2	策定経過・体制	
(1)	策定経過	15
(2)	策定体制・メンバー	16
3	策定委員会設置要領	20

1 地域ビジョンについて

(1) 策定（見直し）の趣旨

城山地区では、地域のまちづくりの指針として、平成27年8月に、10年後の「将来像」や「あるべき姿」、「目標」などを取りまとめた『城山地域ビジョン“ホッとするまち しろやま”』を策定し、様々な活動に取り組んできました。

このような中、策定から10年目を迎え、少子・超高齢社会やデジタル化の進展などの社会状況の変化とともに、新型コロナウイルスの影響等による地域コミュニティの更なる希薄化や自治会加入率の低下など、地域を取り巻く環境も大きく変化していることから、次の10年先や、将来的なライトライン（LRT）の延伸も見据えた新たなビジョンを策定しました。

(2) 「地域ビジョン」の位置付け

自分たちのまちは、自分たちでつくる「住民主体」を基本として、「5年後、10年後の城山地区の将来像」を実現するための指針とします。

(3) 策定（見直し）にあたっての基本的な考え方

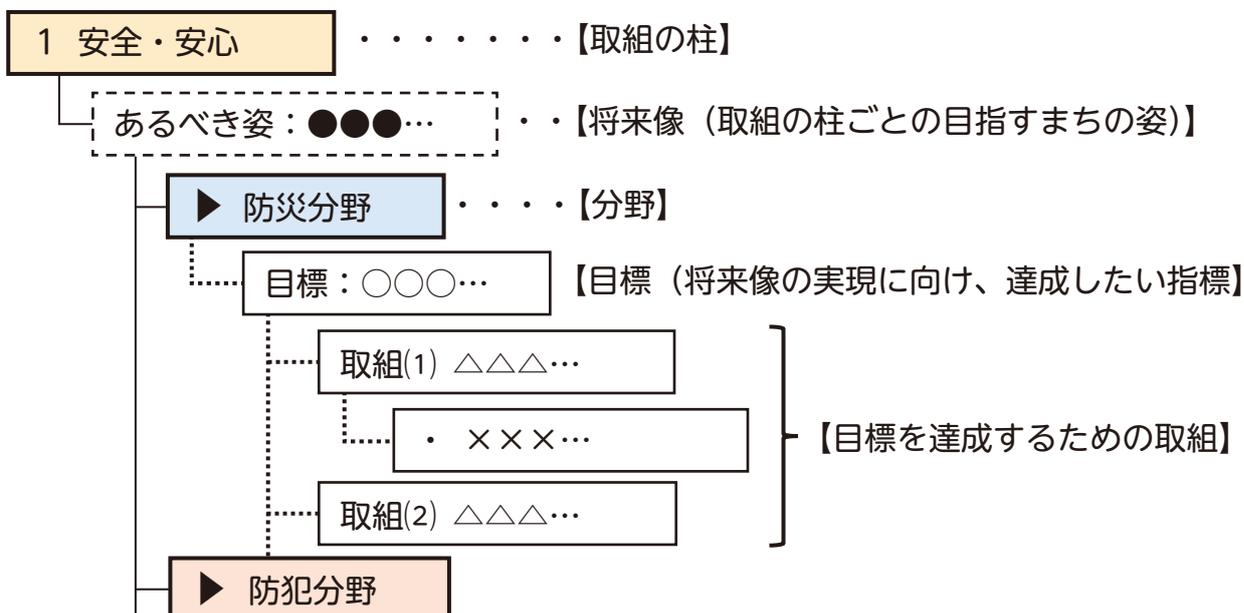
見直しにあたっては、ビジョンの基本的な構成はこれまでどおりとし、おもに「目標」や「取組」について見直しを行いました。

(4) ビジョンの構成

この地域ビジョンは「4つの柱」と「13の分野」で構成し、分野ごとに「目標」や「取組」を設定しています。

- 1 安全安心（①防災、②防犯、③交通安全 分野）
- 2 健康福祉（④健康・スポーツ、⑤福祉 分野）
- 3 地域コミュニティ（⑥市民活動、⑦地域情報、⑧健全育成、⑨環境保全 分野）
- 4 地域振興（⑩観光、⑪地域産業、⑫歴史文化、⑬景観保全 分野）

<構成>



2 地域ビジョンの4つの柱

1 安全・安心

【あるべき姿】 世代間のコミュニケーションを深め ともに学ぶ 安全・安心なまち

▶ 防災分野

目標 災害に強い、安全安心なまちをつくろう

各地で自然災害が発生している中、地域の防災力を高めるため、「自助」「共助」による取組を推進します。

(1) 住民一人ひとりの防災意識を高める

- ・ 地域の関係者と連携し効果的な防災訓練を実施する
- ・ 実践的な防災や救命などに関する講習会を実施する

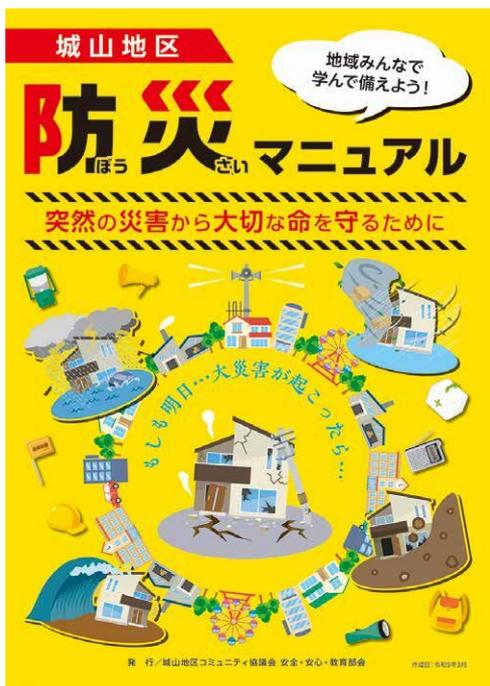
(2) 地域の防災体制を強化する

- ・ 女性や若者などの自主防災組織への参画を推進する
- ・ 地域の事業者と災害時の協力体制をつくる
- ・ 災害時の情報発信力を強化する
- ・ 活動のPRなどにより消防団員を確保・育成する
- ・ 地区防災計画の策定や、防災マニュアルを更新する



防災訓練

<城山地区防災マニュアル（令和5年3月）安全・安心・教育部会作成>



▶ 防犯 分野

目 標 住民が安心して暮らせるよう、地域の防犯力を高めていこう

近年発生しているSNS型投資・ロマンス詐欺や特殊詐欺なども含め、被害の未然防止を図るため、犯罪に合わない環境づくりに取り組みます。

- (1) **社会状況に応じた防犯の意識啓発を行っていく**
 - ・ 防犯講習会の開催
 - ・ 防犯チラシや自治会回覧による意識啓発
- (2) **犯罪が起きにくい地域環境をつくる**
 - ・ 声掛け運動、あいさつ運動を実施する
 - ・ 空き地や通学路の安全確保のための環境整備をする
 - ・ 防犯パトロールを行う



▶ 交通安全 分野

目 標 交通事故のない、安全安心な環境をつくろう

大谷街道の拡幅や大谷スマートICの整備などにより、交通量の増加が見込まれるため、安全な交通環境づくりに取り組みます。

- (1) **地域全体で交通安全意識を高めていく**
 - ・ 街頭広報活動などによる交通安全の呼びかけ
 - ・ 交通安全教室を充実する
- (2) **人、自転車、自動車が安全に通行できる地域をつくる**
 - ・ 交通事故危険箇所への看板設置
 - ・ 反射ストラップなど安全グッズの利用促進



交通安全週間 街頭活動



「安全・安心」の取組を推進する団体

防災会、宇都宮中央地区防犯協会城山支部、宇都宮市消防団城山分団、
婦人防火クラブ、宇都宮中央交通安全協会城山支部、交通安全推進協議会

2 健康・福祉

【あるべき姿】 支え合い 心豊かに暮らせる 元気なまち

▶ 健康・スポーツ 分野

目標 運動と健康食で健康増進を図ろう

超高齢社会の進展に伴う健康寿命の延伸や、体力の向上を図るため、運動機会の提供や食生活の改善に取り組みます。

(1) 誰もがスポーツを楽しめる環境づくりを推進する

- ・ 身近な施設で楽しめる健康運動を実施する
- ・ スポーツ大会などの地域イベントを開催する
- ・ 地域スポーツクラブ「ジョイスポしろやま」の参加を促進する



体育祭

(2) 健康食を広める取組を実施する

- ・ 料理教室の開催などにより、減塩などの健康食の普及を促進する
- ・ 各種イベントでPRする



食の健康まつり

(3) 活動の担い手を確保・育成する

- ・ 地域の運動指導者を育成する
- ・ 若い世代の食生活改善推進員を確保する

▶ 福祉 分野

目標1 車がなくても生活に困らない環境を整えよう

高齢者の免許返納などが進む中、誰もが自由に外出できる環境をつくるため、日常生活の移動手段の確保などに取り組みます。

(1) 地域内交通「城山孝子号」の安定運営と利便性の向上を図る

- ・ 地域内回覧やSNSなどにより利用促進のPRを実施する
- ・ 自治会や利用者の意見などから利便性向上を図る



地域内交通「城山孝子号」

(2) 買物弱者を支援する

- ・ 支え合い活動などにより買い物支援を行う

目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくろう

「地域共生社会」を実現するため、高齢者などの交流機会の創出や、お互いが支え合う環境づくりに取り組みます。

(1) 高齢者の「交流の場」の活性化を図る

- ・ 「介護予防教室」「いきいきサロン活動」「各種講習会」への参加や「高齢者等地域活動支援ポイント」の活用を促進する
- ・ 地域のボランティア活動やイベント、学校行事への参加により、世代間の交流を促進する



(2) 地域一丸となって支え合い、協力し合う体制をつくる

- ・ 高齢者の見守りや生活支援のほか、世代や分野を問わない新たな地域の支え合い活動の充実を図る
- ・ 福祉協力員の役割や重要性をPRし、全自治会への配置を推進する



<地域が運営主体となった取組>

○ 地域内交通「城山孝子号」

タクシー事業者に運行を委託し、予約に応じて、ご自宅とスーパーや病院などあらかじめ設定した施設間をほかの利用者と乗り合いで運行します。

○ 地域スポーツクラブ「ジョイスポしろやま」

子どもから高齢者まで、初心者から競技志向の人まで、気軽にスポーツを楽しめます。
▷ 実施種目:バドミントン、卓球、バスケットボール、3B体操、スポーツ吹き矢、健康マージャン、パソコン教室、囲碁将棋

○ 第2層協議体「ホッとするまち協議体」

高齢者一人ひとりが、いきいきと安心して暮らすことができるよう、地域における「見守り」や「支え合い」など、地域の高齢者を支えるために「地域でできること」について検討しています。

「健康・福祉」の取組を推進する団体

体育協会、ジョイスポしろやま、健康づくり推進員会、食生活改善推進員協議会、社会福祉協議会、ホッとするまち協議体、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター、老人クラブ連合会、地域内交通運営協議会

3 地域コミュニティ

【あるべき姿】 相互信頼と相互扶助の精神に満ち 地域の絆づくりと隣人への思いやりを実践できるまち

▶ 市民活動 分野

目 標 地域の絆づくりや助け合いの心を育てるための環境や仕組みをつくろう

地域コミュニティの低下が懸念される中、いつまでも安心して暮らせる「まち」をつくるため、地域の交流や連携を深めます。

- (1) 気軽に集まれる楽しい場をつくっていく
 - ・ 公民館など身近な場所を利活用し、住民の交流の機会や居場所をつくる
- (2) 地域の一員として一人ひとりが自覚や愛着が持てるよう地域活動を推進する
 - ・ あいさつ運動を推進する
 - ・ 子どもや若年世代を中心に地域のボランティア活動への参加を促進する
- (3) 自治会加入を促進する
 - ・ 個別訪問等により、自治会未加入者だけでなく加入者に対しても自治会活動の有用性について説明し、行事等への参加・協力を呼び掛ける
 - ・ 参加しやすい自治会づくりのため、女性や若者など多様な意見を取り入れていく
 - ・ 自治会活動の理解促進のため活動状況などを広報する
 - ・ 会員間のコミュニケーションの活発化や役員等の負担軽減などのため、SNSの活用などデジタル化を推進する



自治会会員の優待制度
「宮PASS」

▶ 地域情報 分野

目 標 多様な住民に情報が届くよう地域の情報発信力を強化しよう

社会全体のデジタル化に対応するため、効果的な地域情報の発信に取り組みます。

- (1) SNSなどデジタルツールの活用を推進し、地域団体や住民等が協力して地域情報の収集や発信を行う
 - ・ 自治会回覧や地域情報紙に加え、地域ホームページを再構築し、デジタルツールを活用することにより、多様な住民に届きやすい情報発信を行う



- ・ ホームページ研修やSNS関係講座等の開催により地域の情報発信を担う人材を確保・育成する
- ・ コミュニティ協議会広報部会を活性化し、楽しく参加しやすい情報発信組織を作っていく

▶ 健全育成 分野

目 標 地域全体で子どもの健全育成を図ろう

地域の将来を担う子どもたちが、人間性や社会性を育みながら、心豊かで健康に成長できる環境づくりに取り組みます。

- (1) **子どもの地域活動への参加を促進し、様々な体験や世代間交流の機会を充実させる**
 - ・ 地区の行事や自治会活動などへの子どもの参加機会を増やす
 - ・ 中学生ボランティアグループなど子どもや若者が自主的に活動できる環境をつくる
- (2) **子どもの安全確保や非行防止に取り組む**
 - ・ 環境点検活動の実施や、ながら見守り・声かけを実践する



中学生ボランティア活動

▶ 環境保全 分野

目 標 みんなできれいなまちをつくらう

快適に暮らせる良好な生活環境をつくるため、環境活動や美化活動に取り組みます。

- (1) **不法投棄未然防止やごみの減量などに取り組む**
 - ・ 不法投棄未然防止のため、パトロールや警告看板の設置などを実施する
 - ・ 地域におけるごみ減量化・資源化について周知啓発する
- (2) **環境美化を推進し、住みよいまちづくりに取り組む**
 - ・ 花いっぱい運動などを推進する



不法投棄監視パトロール

「地域コミュニティ」の取組を推進する団体

連合自治会、青少年育成会、PTA連絡協議会、不法投棄対策協議会

4 地域振興

【あるべき姿】 自然と歴史とともに地域が輝き みんなが訪れるまち

▶ 観光 分野

目 標 大谷を起点とした観光まちづくりを推進しよう

大谷を起点として城山全体の観光振興を図るため、大谷商工観光協力会を中心に関係団体が協力して取組を推進します。

(1) 大谷を起点に城山観光のレベルアップに取り組む

- ・ 大谷ならではの高付加価値な体験型観光を促進する
- ・ 森林公園や古賀志山、多気城跡など魅力ある資源をPRし観光客の周遊性を高める
- ・ 大谷へのライトライン延伸を見据えた観光地づくりの検討を行う

(2) 効果的な情報の発信と収集を行う

- ・ 大谷観光周遊拠点「大谷コネクト」で地域すべてのイベント情報が発信できる仕組みをつくるほか、地域のホームページを活用する。
- ・ 各イベントや施設でのアンケートなどにより情報収集を行い改善につなげる



大谷コネクト

(3) 住民の生活に配慮し観光地づくりを進める

- ・ 地域団体や行政などが協力し交通渋滞の緩和など観光客と住民が互いに快適に過ごせる環境づくりを推進する

▶ 地域産業 分野

目 標 城山の地域産業をPRして盛り上げよう

地域産業の振興に繋げるため、地区内外へのPRに取り組みます。

(1) 地区内外の人に城山の産業を応援してもらえようPRを行う

- ・ 地区の主要な産業である大谷石産業や農業を観光ツアーやイベントによりPRする
- ・ 「大谷夏いちご」や「みみうどん」など城山の農産物や食をイベントなどでPRする



稲刈り体験

▶ 歴史・文化 分野

目 標 城山の歴史・文化を住民が共有し継承しよう

地域の歴史・文化を後世に残していくため、伝統行事の継承や学ぶ機会の提供に取り組めます。

(1) 地域の伝統行事などを継承していく

- ・ 八坂神社天王祭花屋台巡行行事や孝子桜まつりなど地域の歴史文化にかかわる行事の実施
- ・ 学校やイベントなどでの城山の民話の紙芝居の実施



孝子桜まつり

(2) 住民が地域の歴史や文化に関心を持ち、学ぶ意欲を高める

- ・ 大谷石文化やアート、農業など地域の専門家や団体などの協力により勉強会や体験型イベントなど学ぶ機会を提供する



大谷石夢あかり祭

▶ 景観保全 分野

目 標 「城山らしいまちなみ景観」をつくろう

地域への愛着や誇りを高めるとともに、観光振興に繋げるため、景観保全に取り組めます。

(1) 城山ならではの自然景観とまちなみの保全に取り組む

- ・ 大谷奇岩群の「岩出し」や多気山の御殿平の清掃・アジサイ管理など自然景観の保全に取り組む
- ・ 大谷石の建物や石塀などを大切にす
- ・ 市指定の景観形成重点地区（大谷周辺）の「まちなみづくり」を推進する



多気山のアジサイ剪定

「地域振興」の取組を推進する団体

活力あるむらづくり推進協議会、大谷商工観光協力会、夢あかり実行委員会、よみがえれ大谷プロジェクトエコ実行委員会、JA城山支所、JAみどり会城山支部

3 地域ビジョンの実現に向けて

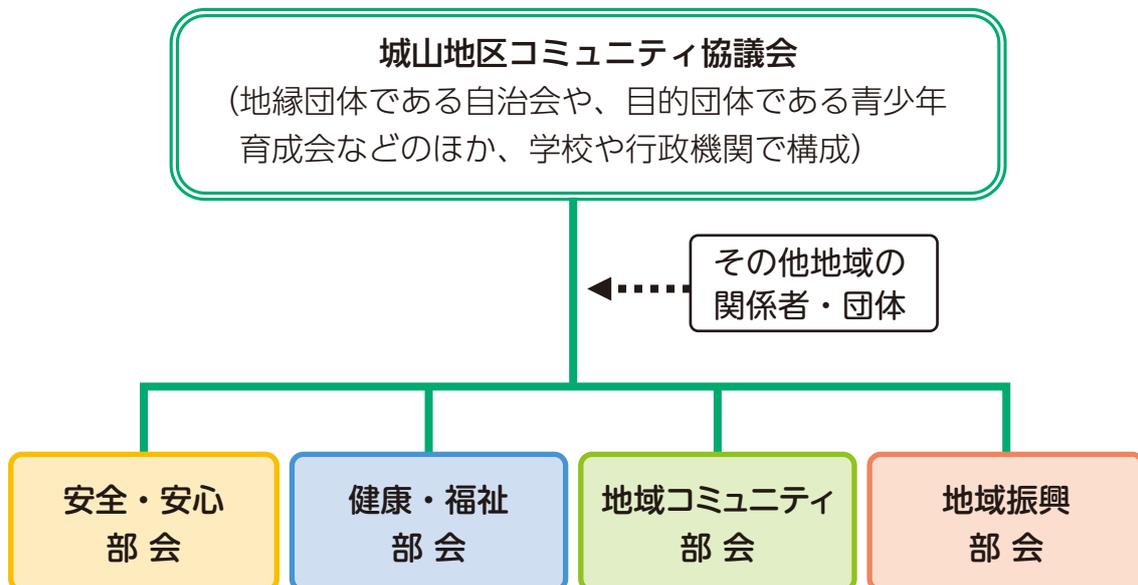
地域ビジョンの策定にあたりましては、各団体や地域の皆さんからのご意見やご協力により、検討を進めてまいりました。

今後、掲げた目標の実現に向けて、「安全・安心」「健康・福祉」「地域コミュニティ」「地域振興」の4つの柱と13の分野について、それぞれ取組を推進してまいります。

城山地区が、皆さんにとりまして、「ホッとするまち」であり続けられるよう、引き続き、地域活動へのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

地域ビジョンの推進体制

城山地区コミュニティ協議会を構成する各種団体や地域の関係者等が、それぞれの活動のほか、ビジョンの柱に基づく4つの部会に参加し、各団体が連携してビジョンを推進していきます。



< 資料編 >

1 地区の概要

(1) 位置

市の北西部で中心部からは約7kmに位置し、鹿沼市や日光市と接しており、面積は約40km²、東西約11km、南北約5kmと東西に広く、地区の北西部は山地で古賀志山・鞍掛山・多気山などがあり、南北には姿川・赤川が流れている。

(2) 地区のあゆみ

年 度	できごと
明治 22	市町村制施行により、河内郡城山村誕生（荒針・田野・田下・駒生・飯田・古賀志・福岡の7つの村が合併）
昭和 29	河内郡城山村が宇都宮市に編入
54	森林公園 オープン
平成 2	世界選手権自転車競技大会ロード競技 開催（森林公園）
4	ジャパンカップサイクルロードレース 開催（第1回～）
6	城山地区市民センター 開所
令和 5	大谷観光周遊拠点施設「大谷コネクト」オープン

(3) 地区の特徴

（大谷石産業）

地場産業である大谷石産業は、明治以降、交通機関の発達とともに販路が拡大し、帝国ホテルの建築にも利用され、採掘が最も盛んに行われていた昭和30～40年代頃には、約120か所の採石場が稼働していた。その後、建築資材の多様化などにより、採掘量は減少したが、現在では、大谷石の加工しやすい特長を活かした商品開発も進んでおり、用途を広げている。

（農業）

地区の農業は、北部と南部は果樹や施設園芸などの畑作を中心とした農業地帯で、梨やトマト、栗、サツマイモなどの生産や、酪農・畜産などが盛んに行われている。

（観光・スポーツ）

城山地区は、奇岩群が創り出す大谷地域の特異な景観、美しく豊かな自然、多様な歴史・文化、スポーツ・レクリエーション拠点など、地域資源に恵まれた地域であり、森林公園周辺では、毎年10月に「ジャパンカップサイクルロードレース」が開催されるほか、古賀志山周辺は、登山やロッククライミング、パラグライダーなどが盛んである。

また、ここ数年、「大谷資料館」を中心に、大谷地域への観光入込客数が増加しており、令和5年には、大谷観光周遊拠点施設「大谷コネクト」がオープンし、様々なイベントが開催されている。

(歴史・文化・景観)

国の特別史跡と重要文化財の二重指定を受けている大谷寺の「大谷磨崖仏」、国の登録有形文化財である「小野口家住宅」、市指定の文化財である「木造不動明王坐像（多気不動尊）」「木造薬師如来立像（能満寺）」、国指定名勝の「御止山」「越路岩」のほか、「宇都宮市民遺産」として認定された田野町の「八坂神社天王祭花屋台巡行行事と伝統年中行事」（令和2年度）や城山西小学校の「城山のシダレザクラ（古賀志の孝子桜）」（令和5年度）など、城山地区には豊富な歴史的・文化的資源が存在している。

また、平成30年には「大谷石文化」が日本遺産に、令和6年には「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」が県内では初となる「重要文化的景観」にそれぞれ認定（選定）された。

そのほか、令和3年には、大谷地区周辺が宇都宮市景観条例の「景観形成重点地区」に指定された。

○「地下迷宮の秘密を探る旅～大谷石文化が息づくまち宇都宮～」が日本遺産に認定（平成30年5月）

▶ 日本遺産とは・・・

「日本遺産」は、地域の特色ある歴史文化資源をテーマを持って結び付けてストーリー化するとともに、ストーリーを構成する歴史文化資源を地域が主体となって整備・活用し、国内外にその魅力を発信していくことで、観光振興など地域の活性化を図ることを目的とし、文化庁が認定します。



○「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」が重要文化的景観に選定（令和6年10月）

▶ 重要文化的景観とは・・・

文化的景観とは文化財の一つで、文化財保護法第二条第1項第五号により「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」とされています。

日本の多様な気候風土の中で、人々は、地域の自然と関わりながら生業を立て、生活を営み、長い年月をかけてその土地ならではの特徴的な景観を築きあげてきました。こうした景観を受けつぐ土地を「文化的景観」としています。

その中でも、地域の特色を示す代表的なものや、他に例を見ない独特なものとして国が選定したものが「重要文化的景観」です。



(4) 地区のデータ

① 人口の推移

(※各年3月末現在)

年度	昭和30年	昭和60年	平成27年	令和7年
城山地区	13,668人	20,823人	23,412人	22,977人
宇都宮市	227,827人	407,040人	520,462人	513,086人

資料：住民基本台帳

※ 城山地区の人口には、一部宝木地区（駒生町の一部、駒生1・2丁目）の人口を含む。

② 自治会加入世帯の推移

(※各年4月1日現在)

年度	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
城山地区	4,154世帯	4,064世帯	4,023世帯	4,006世帯

資料：連合自治会

2 策定（見直し）経過・体制

(1) 策定（見直し）経過

年度	月	日	内 容
5	12	22	◆ 「地域ビジョン勉強会」開催 講師：みんなでまちづくり課 職員
6	5	18	◆ 城山地区コミュニティ協議会総会 ・ 「地域ビジョン」見直しに関する取組の了承
	7	26	◆ 「第1回 策定委員会」開催 ・ 現行ビジョンの総括、見直しの進め方 等 ◆ 「第1回 作業部会（合同）」開催 ※ 以降は部会単位で開催 ・ 部会長の選出、部会の進め方 等
	8	21	◆ 「第5回 自治会長会議」 ・ 見直しの概要説明、作業シートの作成依頼
	10	上旬	◆ 「第2回 作業部会」開催 ※ 以降、随時開催 ・ 作業シートに基づく素案の検討
	10	18	◆ 「第1回 調整会議」開催 ・ 素案について
	1	27	◆ 「第2回 策定委員会」開催 ・ 素案について
7	4	下旬	◆ 地域への意見募集（自治会回覧等により実施）
	7	25	◆ 「第2回 調整会議」開催 ◆ 「第3回 策定委員会」開催 ・ 地域ビジョンの最終決定について

(2) 策定メンバー

◆ 策定委員会

役職名	氏名	団体名・役職	備考
委員長	菊地 重栄	コミュニティ協議会 会長	
副委員長	福田 公生	コミュニティ協議会 副会長 連合自治会 会長	
//	斉藤 晋弘	コミュニティ協議会 副会長 体育協会 会長	
//	竹澤 利一	コミュニティ協議会 副会長 地域内交通運営協議会 会長	
委員	古川 和男	連合自治会 副会長（城西ニュータウン）	
//	井上 五七子	連合自治会 副会長（東駒生）	～R7.3.31
//	永井 信久	連合自治会 副会長（東駒生）	R7.4.1～
//	矢野 利夫	連合自治会 副会長（長坂）	
//	長岡 孝之	連合自治会 副会長（古賀志）	～R7.3.31
//	若井 健一	連合自治会 副会長（田野）	R7.4.1～
//	阿部 操	社会福祉協議会 会長	
//	大森 則男	防災会 会長 安全・安心・教育部会 部会長	
//	長岡 伸	ホッとするまち協議体 会長 健康・福祉部会 部会長	
//	原 幸	地域コミュニティ部会 部会長	
//	駒場 久	観光・地域産業部会 部会長	
//	手塚 良次	防犯協会城山支部 支部長	
//	小林 恵子	婦人防火クラブ 会長	
//	石田 和男	老人クラブ連合会 会長	
//	枝 俊男	健康づくり推進員会 会長	～R7.3.31
//	中村 悦子	食生活改善推進員協議会 会長	R7.4.1～
//	渡辺 隆	地区市民センター 所長	

◆ 調整会議

役職名	氏 名	団体名・役職	備 考
委員長	菊地 重栄	コミュニティ協議会 会長	
副委員長	福田 公生	連合自治会 会長	
委 員	斉藤 晋弘	体育協会 会長	
//	竹澤 利一	地域内交通運営協議会 会長	
//	大森 則男	防災会 会長 安全・安心・教育部会 部会長	
//	長岡 伸	ホッとするまち協議体 会長 健康・福祉部会 部会長	
//	原 幸	地域コミュニティ部会 部会長	
//	駒場 久	観光・地域産業部会 部会長	

◆ 事務局

役職名	氏 名	団 体 名	備 考
事務局長	大野 三智夫	コミュニティ協議会	
事務局次長	若井 俊男	//	
//	山口 博	//	
事務局員	高橋 憲子	//	
//	泉 朝伸	城山地区市民センター	~R7.3.31
//	田邊 雅士	//	R7.4.1~
//	手塚 正温	//	
//	池田 恭章	//	
//	佐野 直子	//	

◆ 作業部会

【安全・安心部会】

役職名	氏 名	団 体 名	備 考
部会長	大森 則男	防災会	
部会員	鈴木 徹	防災会	
//	三浦 康浩	防災会	

//	小林 恵子	婦人防火クラブ	
//	杉山 博隆	消防団城山分団	
//	手塚 良次	宇都宮中央防犯協会城山支部	
//	若井 健一	宇都宮中央防犯協会城山支部	
//	山本 昌史	宇都宮中央防犯協会城山支部	
//	池田 福三	宇都宮中央交通安全協会城山支部	
//	鈴木 修一	交通安全推進協議会	
//	亀井 丈彦	城山中学校地域協議会	
事務局	大野 三智夫	コミュニティ協議会	
//	手塚 正温	城山地区市民センター	

【健康・福祉部会】

役職名	氏 名	団 体 名	備 考
部会長	長岡 伸	ホッとするまち協議体	
部会員	大柿 幸夫	体育協会	
//	石川 正秋	//	
//	斉藤 晋弘	//	
//	大柿 利夫	ジョイスポしろやま	
//	安達 高志	//	
//	枝 俊男	健康づくり推進員会	
//	中村 悦子	食生活改善推進員協議会	
//	松井 恵子	//	
//	矢野 利夫	社会福祉協議会	
//	小林 輝	ホッとするまち協議体	
//	手塚 良次	民生委員・児童委員協議会	
//	石下 智子	//	
//	大古 美夫	//	
//	竹本 勝行	地域包括支援センター	
//	手塚 香織	//	
//	石田 和男	老人クラブ連合会	

//	大柿 定雄	//	
//	水本 清	//	
//	竹澤 利一	地域内交通運営協議会	
事務局	菊地 重栄	コミュニティ協議会	
//	佐野 直子	城山地区市民センター	

【地域コミュニティ部会】

役職名	氏 名	団 体 名	備 考
部会長	原 幸	コミュニティ協議会	
部会員	福田 公生	連合自治会	
//	井上 五七子	//	
//	長岡 孝之	//	
//	武隈 哲也	青少年育成会	
//	篠原 一成	P T A連絡協議会	
//	岩井 裕	不法投棄対策協議会	
事務局	若井 俊男	コミュニティ協議会	
//	池田 恭章	城山地区市民センター	

【地域振興部会】

役職名	氏 名	団 体 名	備 考
部会長	駒場 久	コミュニティ協議会	
部会員	丸山 明子	J Aみどり会	
//	佐々 嘉孝	夢あかり実行委員会	
//	大久保 裕之	大谷商工観光協力会	
//	小堀 勇二	大谷商工観光協力会	
//	坂本 静和	大谷商工観光協力会	
//	池田 文男	コミュニティ協議会	
事務局	山口 博	//	
//	泉 朝伸	城山地区市民センター	~R7.3.31
//	田邊 雅士	//	R7.4.1~

3 城山地域ビジョン策定委員会設置要領

(設置)

第1条 城山地区における「(仮称)第2次城山地域ビジョン」(以下「地域ビジョン」)の策定に関し、必要な事務を総合的かつ円滑に推進するため、城山地域ビジョン策定委員会(以下「策定委員会」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域ビジョンの策定に関すること。
- (2) 地域ビジョンの策定に係る総合調整に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、策定委員で組織する。

2 策定委員は、城山地区コミュニティ協議会(以下「協議会」)役員及び城山地区市民センター所長をもって充てる。ただし、協議会事務局長は除く。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。ただし、各団体の職にある任期までとし、後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は協議会会長をもって充て、副委員長は協議会副会長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に策定委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調整会議)

第7条 地域ビジョンの素案の策定を円滑に行うため、策定委員会に調整会議を置く。

- 2 調整会議は、委員長が指名する者をもって組織する。

(作業部会)

第8条 地域ビジョンの具体的な事項を検討するため、策定委員会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

(事務局)

第9条 地域ビジョンの策定に必要な事務を執行するため、策定委員会、調整会議及び作業部会にそれぞれ事務局を置く。

2 事務局長は、協議会事務局長をもって充てる。

3 事務局員は、協議会事務局次長、協議会地域事務員及び城山地区市民センター職員をもって充てる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

城山地区「シンボルマーク」

このシンボルマークは、平成11年に公募し、51件の応募の中から選ばれた作品です。



多気山、古賀志山、戸室山（城山三山）

熱意・誠意・創意の伸びる所を表しています。



多気城址（大谷石の石垣）

堅固な街を表しています。



姿川

豊かな大地を表しています。

城山地域ビジョン

発行年月 令和7年8月

発行者 城山地区コミュニティ協議会
(城山地域ビジョン策定委員会)

事務局：城山地区市民センター内

電話：028-652-5570